● 令和元年度蓮田市決算審査意見書及び行政監査結果報告書に基づく指摘事項の措置状況について

○一般会計・特別会計　第７　むすび　〔１　指摘事項〕

頁	項 目	指摘事項	措置状況	所管課
54	１．生活保護費に係る返還金等の債権管理について	生活保護費に係る返還金等の債権については、令和元年度末で 266 件、171 人で合計 48,858,094 円が確認された。その内訳は、生活保護法第 63 条（急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた者からの返還金）が 56 件、38 人で合計 10,207,626 円、生活保護法第 78 条（不実の申請等により保護を受けるなどした者からの徴収金）が 46 件、26 人で合計 19,288,086 円、地方自治法施行令第 159 条（過誤払い等の返還金）が 165 件、108 人で合計 19,362,382 円である。また、不納欠損額は令和元年度末で 4,403,291 円となっていた。 平成 27 年に「生活保護費に係る返還金等の債権管理について」は、国の会計検査院から厚生労働省に是正改善の処置を求めており、また生活保護法の改正により法 63 条返還金及び法 78 条徴収金については、強制徴収公債権に改正されている。（法 63 条は平成 30 年 10 月 1 日施行、法 78 条は平成 26 年 7 月 1 日施行） しかし、強制徴収公債権への法改正に適応した事務の見直しは行われておらず、また「債権管理マニュアル」等もないことから、適切な債権管理を行っている体制とはなっていなかった。 返還金等は本来保護費として支払うべきではないものであること、被保護世帯間の公平性を確保する必要があること、不納欠損額の一部を国が負担していることなどから、早急に「債権管理マニュアル」等を策定し、返還金等債権を適切に管理すべきである。	強制徴収公債権への法改正に適応するため、「蓮田市生活保護費返還金及び徴収金徴収事務取扱要綱」（令和2年12月 24 日市長決裁）を制定し、合わせて職員用の債権管理マニュアルを作成しました。作成した要綱等に基づき債権管理を行ってまいります。 債権管理の方針等を含め、課内で打合せを行い、情報共有しております。今後も定期的に打合せを行う予定です。 令和 2 年 8 月から 12 月にかけ督促状を発送しており、今後も随時発送する予定です。また、令和 2 年 12 月 14、16 日に臨宅納付勧奨を実施しました。 なお、令和2年8月から12月までの納付件数は 64 件、納付金額は 7,850,657 円でした。 今後は、債権管理を効率的に行う方法として、既存の生活保護管理システムを利用するように準備を進めてまいります。	福祉課

● 令和元年度蓮田市決算審査意見書及び行政監査結果報告書の提言等への対応状況について

○一般会計・特別会計　第７　むすび　〔２　提言要望事項〕

頁	項 目	提言･要望事項	対応の状況	所管課
54	(1) 契約行為の適正な執行について ① 金額が随意契約にあたらないもの	「蓮田市立老人福祉センター給水ポンプ取替修繕」については、予定価格が549,816円で地方自治法施行令第167条の2第1項第1号で随意契約をしていたが、蓮田市契約規則第19条で、物品の修繕においては随意契約できる額は50万円以下と定められているので、競争入札すべきである 。	蓮田市契約規則第 19 条の趣旨をあらためて確認し、また、今後、逸脱することがないよう、本課の職員において再認識いたしました。今回の修繕の案件のみならず、他の工事、委託、物品購入など、契約に係る「契約実務マニュアル」を随時確認し、誤りのないよう対応してまいります。	長寿支援課
54	(1) 契約行為の適正な執行について ② 契約の分割発注について	「庁舎 202 会議室空調設備工事」は契約日が令和元年 8 月 1 日で予定価格は999,000円、「庁舎2階建築指導課空調設備工事」は契約日が令和元年8月9日で予定価格は1,285,200円で、ともに地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の随意契約であった。契約日が近接していることや、工事箇所が隣接していることから、一括発注を検討し競争入札が望ましいと思料される。	発注時期が近接し、工事箇所が隣接しているような工事については、一括発注ができるものか確認を行い、発注するようにいたしました。	庶務課
54	(1) 契約行為の適正な執行について ③ 少額の随意契約の見積書徴取について	蓮田市契約実務マニュアルにおいて地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の少額の随意契約の特例として「見積書の徴取は、設計金額又契約見込金額が10万円以下（修繕は30万円以下）のものは1者以上とする。ただし、これを超えるものは3者以上とする。」と規定されているが、複数の課で規定の数の見積書が徴取されていなかった。	少額の随意契約における見積書の徴取については、原則として、3 者以上が必要となります。対応できる業者数が限られている等の例外を除き、適正な市場価格の把握のためにも、3 者以上の見積書の徴取が必要となります。 随意契約ができる場合については、地方自治法施行令に限定的に列挙されております。例外的な契約方法であるため、随意契約については、適用できる場合を十分に理解する必要があると認識しております。 いずれも周知不足、認識の欠如が原因と考えられるため、定期的に開催している研修会などにおいて、継続的な周知を行ってまいります。	契約検査課
54	(1) 契約行為の適正な執行について ④ 随意契約理由が複数あるものについて	蓮田市契約実務マニュアルにおいて地方自治法施行令第167条の2第1項で「他の号の理由と併合した場合には、1 号が優先適用となる。」と規定されているが、複数の課の契約で随意契約理由が2つ記載されている例があり、該当する各号を精査し契約すべきである。		

頁	項 目	提言・要望事項	対応の状況	所管課
55	(2) 債務負担行為について	「平成31年度全国町・字ファイル保守」の契約については、平成31年3月定例会で債務負担行為として議会の議決を得ていたが、契約は平成31年4月1日となっていた。契約額が債務負担行為限度額より上回ったために、3月中の契約が履行できなかったとのことだったが、債務負担行為限度額の設定及び契約時期については適切に行うべきである。	契約額が債務負担行為限度額を上回ることがないよう、正確に積算し、適切な債務負担行為限度額を設定します。また、これにより設定された債務負担行為限度額を上回ることなく3月中に契約ができるよう契約事務の執行に努めてまいります。	電算課
55	(3) 適正な予算執行について	一般会計及び各特別会計の決算における流用額の合計額は、89件、2,179万3,000円で、前年度は62件、1,384万1,000円なので、27件、795万2,000円多くなっている。1件あたり100万円を超えるような流用は、「節」内の流用であるが一般会計で4件、特別会計で1件見受けられた。また予備費充用では、34件、1,376万6,000円となっている。このうち、新型コロナウイルス感染症関連は18件、698万6,000円となっていた。また、流用額以上の不用額が生じている例も複数例あった。 予算の流用については、地方自治法において、「項」については予算の執行上必要がある場合に限り予算の定めるところにより流用が認められているが(同法第220条第2項但し書)、「目」・「節」の流用については、蓮田市予算事務規則第20条に基づき執行されている。しかし、流用は予算の不足を補う例外的な手段であるため、当初予算で十分に精査を行い予算計上し議決を経たのち、地方自治法施行令第150条及び蓮田市予算事務規則第12条の予算執行計画により、執行時期を的確に把握し予算執行することで流用を必要最小限に抑えるべきである。	予算の執行に当たり、予算の不足が生じる場合は、補正予算に計上することを基本としていますが、予算事務規則の規定に基づく範囲において予算流用を行うことがあります。特に、令和元年度は、2～3月にかけて、新型コロナウイルス感染症関連の予算の流用・予備費充用があったこともあり、例年よりも件数・金額が多くなっております。 予算流用は、あくまでも例外的な措置であることから、正当な理由のない流用や高額な流用がないように努め、予算執行計画による執行状況などを踏まえ、適正に管理してまいります。 また、引き続き、職員に研修会等で予算の適正な執行管理を指導してまいります。	財政課
56	(4) 空家等対策計画の策定について	空き家等対策事業は平成31年4月に危機管理課から建築指導課に移管されたが、令和元年度末現在で「空家等対策計画」は、策定されていなかった。「空家等対策の推進に関する特別措置法」(空家法)は、平成27年2月に施行された。国土交通省によると、令和元年10月1日現在で全市区町村の63%となる1,091市区町村において空家法第6条に規定する「空家等対策計画」が策定されており、令和元年度末には7割を超える1,245市区町村において策定される見込みとのことである。空き家等の増加抑制をはじめ、適正な管理や利活用などに関して総合的かつ計画的に推進するため「空家等対策計画」の早期策定を望むものである。	「空家等対策計画」の策定においては、「蓮田市空家等対策連絡会議」の場で検討を進めております。令和4年度末までに空き家等対策を実効性のある計画として策定してまいります。	建築指導課

○水道事業会計　第４　審査の結果　８　むすび　〔１　提言要望事項〕

頁	項 目	提言・要望事項	対応の状況	所管課
84	(1)「持続可能な事業運営」の実現について	営業収益は 11 億 5,039 万 5,047 円に対し、営業費用は 10 億 4,991 万 4,974 円となっており、営業利益は 1 億 48 万 73 円である。これに営業外利益 5,102 万 2,456 円を加えた当年度純利益は 1 億 5,150 万 2,529 円となっている。営業活動による採算性を表す営業収支比率は 109.6%となり、前年度(111.2%)に比べ 1.6 ポイント低下しているが、100%を上回っており収支は比較的良好といえる。 長期健全性を示す自己資本構成比率は 85%で前年度に比べ 1 ポイント上昇しており、自立性が高い財政状態であるといえる。短期債務に対する支払能力を示す流動比率は 518.5%で前年度に比べ 45.4 ポイント上昇しており、安全とされる水準となっている。なお、令和元年度末の企業債残高は、8 億 2,061 万 4,765 円で前年度末より 5,385 万 3,391 円減少し、未償還企業債の残高は年々減少している。 平成 28 年改定の「蓮田市水道事業基本計画」の基本理念である「将来にわたり快適で清潔な生活を支える、安全で安心できる水の安定供給」の実現のために引き続き経済的、効率的かつ効果的に健全な経営を推進することを望むものである。	令和元年度は給水需要の減少に伴い、営業収益のうち給水収益が対前年度比で約 1,800 万円の減収となっていますが、効率的な事業運営の実施によって営業費用で約 140 万円、水道事業費用全体では約480万円を前年度より削減することができました。 特に企業債利息の支払い額を前年度より約 235 万円削減できたのは、これまで未償還企業債の額を計画的に減らしてきた成果であると考えております。 今後とも「蓮田市水道事業基本計画」の基本理念を念頭に、効率的で効果的な事業運営を進めてまいります。	水道課
84	(2)「強靭な水道」の実現について ①重要管路更新事業について	主要事業として、平成 30 年度から行ってきた重要管路更新事業である市道 55 号線老朽管更新工事が実施された。しかながら、蓮田市第 5 次総合振興計画の成果指標「重要管路累計更新比率」が、令和 9 年度の目標値 26.6%、令和 4 年度の中間目標値 13.9%と設定されているが、令和元年度現在で 3.9%にとどまっている。 水道事業会計の経営成績及び財政状況の分析では経営の健全性は保たれていると認められており、また今年度の利益剰余金の合計は、17 億 915 万 4,828 円、うち建設改良積立金は 11 億 5,035 万 4,461 円で、前年度対比1億 6,033 万 3,973 円の増額となっている状況である。 以上のことから建設改良積立金などを有効に活用して、今後計画的に老朽管更新工事を実施し、「重要管路累計更新比率」が目標値に到達できるように推進されたい。	現在水道事業では重要管路の耐震化を兼ねた更新工事を進めているところですが、漏水対策としての住宅地の管路更新事業を並行して実施していることなどもあり、なかなか思うように進められていないのが実情です。 しかしながら、平成 29 年度の料金改定以降水道事業の健全経営は保たれており、更新工事に必要な当面の資金が確保できている中で、蓮田市第5次総合振興計画で定めた成果指標の目標値に近付けていくことは責務であると認識しております。 令和 3 年度以降、更新工事の更なる推進を図ってまいります。	水道課

頁	項 目	提言・要望事項	対応の状況	所管課
85	⑵「強靭な水道」の実現について ②有収率のさらなる改善について	供給した配水量に対する料金収入の対象となった水量の割合を示す有収率は86.2%であり、平成30年度 84.1%より2.1ポイント上昇となった。平成30年度以前の3年間の有収率は平成27年度91.4%、平成28年度 87.1%、平成29年度86.1%となっており、平成28年度から3年連続で低下していたが、令和元年度は上昇に転じた。 有収率の向上は、料金収入とならない水道水を減らすという経営面だけでなく、限りある水資源を無駄なく利用するという観点からも大切なことである。毎年度行っている漏水調査・修繕だけでなく、管路の老朽化が進むと有収率の低下につながることから今後も漏水のもとになる老朽管更新工事などを計画的に実施し、有収率の向上に向けて引き続き積極的に取り組まれたい。	令和元年度はこれまで 3 年連続で低下してきた有収率を2.1 ポイント上昇させることができましたが、これは未だ満足できる数値とは考えておりません。 令和2年度は、手法等を抜本的に見直した漏水調査業務を実施しながら、水質維持に留意し、配水のロスを極力削減することなどに努めております。 今後ともこれらを継続して実施し、老朽管更新工事の推進などと合わせて有収率の向上を目指してまいります。	水道課

○下水道事業会計　第４　審査の結果　８　むすび　〔１　提言要望事項〕

頁	項 目	提言・要望事項	対応の状況	所管課
102	(1) 経営健全化について	営業収益 6 億 1,537 万 5,285 円に対し、営業費用は 10 億 2,500 万 449 円となっており、営業利益は 4 億 962 万 5,164 円の営業損失となっている。これに営業外利益 5 億 816 万 4,764 円を加え、特別損失 501 万 7,420 円を減じた当年度純利益は 9,352 万 2,180 円となっている。営業活動による採算性を表す営業収支比率は 60%であり、営業外収益として一般会計補助金を受けることなどにより純利益を計上している。 長期健全性を示す自己資本構成比率は 61.6%となっており、総資本の中に占める自己資本の割合であるこの指標は高いほど良とされている。短期健全性を示す流動比率は 63.4%となっており、数値が高いほど短期的な支払い能力が高く資金的に余裕があることになる。なお、令和元年度末の企業債残高は 71 億 9,838 万 8,021 円で前年度末より 4 億 1,343 万 1,226 円減少し、未償還企業債の残高は年々減少している。 下水道事業会計は、令和元年度から地方公営企業法の適用を受ける企業会計に移行し経理内容の明確化、透明性の向上等が図られた。令和 2 年度は、下水道事業の中長期的な経営の基本計画となる「下水道事業経営戦略（下水道ビジョン）」の策定が予定されており、蓮田市の状況に適した経済的、効率的かつ効果的な計画を策定し、計画的に事業を推進し、生活環境の向上及び水質浄化・水質保全、効率的な事業運営と経営基盤の強化が図られることを望むものである。	令和 2 年度は、下水道事業経営戦略の素案に関するパブリックコメントを 2 月に実施し、住民等からの意見を踏まえたうえで事業実施に向けた計画書を策定してまいります。 また、計画の内容としては、健全な事業実施と経営基盤強化として不可欠な、使用料の改定についても、検討することになっていますが、計画上の取組時期については、今後の社会情勢も考慮して検討を進めてまいります。	下水道課

頁	項 目	提言・要望事項	対応の状況	所管課
102	(2)未収金回収について	下水道使用料は税込み調定額 6 億 6,050 万円、収入額 5 億 5,940 万円で収納率が 84.7%と前年度の 82.7%より 2 ポイント増加した。農業集落排水使用料は税込み調定額 5,265 万円、収入額 4,771 万円で収納率が 90.6%と前年度の 91.7%より 1.1 ポイント減少した。 下水道受益者負担金は、税込み調定額 707 万円に対して、収入額は 664 万円、収納率は 93.9%で、前年度の収納率 87.5%に比べ、6.4 ポイント増加 した。農業集落排水受益者分担金は、税込み調定額61 万円に対して、収入額は39 万円、収納率は 63.5%で、前年度の収納率 87.5%に比べ、24 ポイント減少した。 非強制徴収公債権である農業集落排水使用料の長期滞納者に対し、令和元年度に初めて少額訴訟の提訴をし、収納強化に努めたことは評価すべき点であるが、農業集落排水事業の使用料及び受益者分担金の収納率は低下している。 公営企業の独立採算制の下で、経営健全化に向けて、下水道使用料及び受益者負担金、農業集落排水使用料及び受益者分担金などの未収金の回収の強化について、積極的に取り組まれたい。	未収金収納率向上のために、積極的に滞納整理の取組を行っております。具体的には一斉催告書の送付、臨宅納付勧奨を実施しております。 今後納付に応じない滞納者に対して、強制徴収公債権については滞納処分を行い、非強制徴収公債権については訴訟の提起を進めております。 今後ともこれらを継続して実施し、経営健全化に向けて取り組んでまいります。	下水道課
103	(3)有収率の向上について	下水道事業の令和元年度の有収水量(下水道使用料徴収対象の水量)は 4,521,163 ㎥で、汚水処理量は 5,367,503 ㎥で、有収率 84.2%である。平成 30 年度の有収水量は 4,540,117 ㎥で、汚水処理量は 4,950,571 ㎥で、有収率 91.7%であることから、有収率は 7.5 ポイント減少している。担当課では有収率低下は、有収水量が 18,954 ㎥減少した一方、汚水処理量は台風の影響などもあり侵入水等が 416,932 ㎥増加したことが原因であるとしている。 埼玉県中川流域下水道への汚水処理費は、汚水処理量で計算し支払うことから、有収率の低下は使用料につながる有収水量以上の汚水処理費を支払うことになる。侵入水等を削減し有収率を高めるために、ストックマネジメント等を活用し、長期的な視点で下水道施設全体の老朽化の状況を考慮し、対策を推進されたい。	令和 2 年度に浸入水等の状況を確認するため、国庫補助金を活用して、公共下水道の管路調査・マンホール点検を実施しております。 今後も補助金を活用して調査・点検を行い、計画的に管路の修繕をし、不明水を減らすように努めてまいります。	下水道課

頁	項 目	提言・要望事項	対応の状況	所管課
103	(4)「企業会計及び税務に係る業務委託」について	下水道事業会計は、令和元年度から地方公営企業法の適用を受ける企業会計に移行したものであるが、「下水道事業会計及び税務に係る業務委託」を 1,265,000 円で契約し、公認会計士等により経営・経理・税務などの業務に対して助言指導などの支援業務を受けていた。企業会計になって2年目である令和2年度においても同様な委託が予算化され、契約が締結さていた。同じ企業会計である水道事業会計は、このような業務委託は行われていなかった。本来、職員自らが行うべき事務処理であることから、企業会計等に関する知識を担当職員が適切に身つけて、今後については職員が行うべきである。	下水道事業会計及び税務に係る業務委託については、経営、経理、税務などについての助言等を受けておりますが、地方公営企業法の適用を受ける企業会計に移行して 2 年が経過しており、本業務委託については、見直しの検討を進めてまいります。	下水道課

㊞

蓮田市監査委員告示第２号

　地方自治法第１９９条第１４項の規定により、蓮田市長から令和元度決算審査及び行政監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により、当該通知に係る事項を別紙のとおり公表する。

　令和３年３月２５日

蓮田市監査委員　内　　田　　薫

蓮田市監査委員　勝　浦　　敦

㊨

政 調 第 ５ ７ ８ 号
令和３年３月１８日

蓮田市監査委員　内　田　　薫　様
蓮田市監査委員　勝　浦　　敦　様

蓮田市長　中　野　和　信

令和元年度蓮田市決算審査意見書及び行政監査結果報告書に基づく
指摘事項の措置状況について（通知）

このことについて、地方自治法第１９９条第１４項の規定により、別紙のとおり通知します。

㊨

政 調 第 ５ ８ ０ 号
令和３年３月１８日

蓮田市監査委員　内　田　　薫　様
蓮田市監査委員　勝　浦　　敦　様

蓮田市長　中　野　和　信

令和元年度蓮田市決算審査意見書及び行政監査結果報告書の提言等への対応状況について（通知）

このことについて、別紙のとおり通知します。